長野県知事 阿部 守一 様

長野県議会 改革・創造みらい 代表 小島 康晴

令和5年度予算編成と当面の課題に関する提案書

阿部知事におかれましては、4期目の任期がスタートし、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関わる対策や価格高騰による県民生活、県内経済への悪影響への対応等に全力で取り組んでいただいていることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症の「第8波」の到来と、インフルエンザとの同時流行が懸念されています。3年近くにわたるコロナ禍により経済・社会が停滞・疲弊し、県政運営にも多大な影響を及ぼしています。知事の力強いリーダーシップのもと、「しあわせ信州創造プラン2.0」の総仕上げを行いつつ、夢と希望にあふれる新たな総合5か年計画を策定し、コロナに負けないコロナと共存できる長野県づくりを進めなければなりません。

そこで、令和 5 年度の当初予算編成作業が本格化する時期を迎えるにあたり、「改革・創造みらい」として、会派に寄せられた県民の皆様や市町村・各種団体のご意見やご要望を踏まえ、予算編成と当面の県政課題等について下記のとおり提案いたします。

ご検討の上、積極的に対応されますよう申し入れます。

記

I 県政全般について(基本的な施策)

1 予算編成にあたっては、108 億円を超える収支差が予想されていることから、事業点検制度での評価 や議会決算審査における指摘事項を十分に反映させ、選択と集中により真に必要な事業に予算配分 を行い、来年度からの新総合 5 か年計画の着実な進捗を図るとともに、「しあわせ信州創造プラン 2.0」 の成果検証結果を新計画の執行に反映すること。

加えて、新計画の県民周知に努め、県民との共創で目標達成を図ること。

また、県民の声、特に事業の当事者の声を的確に事業改善につなげる仕組みの構築を進め、かつ引き続き予算編成過程の透明化を推進するとともに、一般質問等における議員からの提案への対応状況や、各種計画の目標及び成果と予算の関係を県民に分りやすく示すこと。

- 2 地方財源の確保と地方交付税制度の堅持、及び特例的な措置である臨時財政対策債の廃止と償 還財源確保について、国に強く働きかけること。特に、地方交付税算定にあたっては、条件不利地域など 地域の実情に配慮し、地方交付税の財源保障機能が損なわれることがないよう要請すること。また、国 庫補助事業において、必ずしも補助率どおりの補助金交付が行われていない現状があることから、補助 率どおりの交付がなされるよう国に要請すること。
- 3 本県の持続的な発展のためには、経済・社会・環境の課題の統合的解決を目指すSDGsなどの世界標準に照らした取組が求められていることから、政策評価にSDGsの 169 のターゲットへの達成度を反映させること。また、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を政策に反映させること。
- 4 コロナ禍で毀損した雇用及び経済実態の改善や、価格高騰の産業や県民生活への影響を最小限に抑え込む対策を実施するとともに、非正規労働者対策や中小企業対策等にも取り組むことで、実質賃金の底上げを図ること。加えて、G X 等新たな産業の育成や企業誘致等にも努めることで、県税収入にも好循環をもたらす予算編成とすること。
- 5 人口減少下にあって県内産業の活力維持のため、人材育成と雇用確保に取り組むこと。特に、中学生・高校生のキャリア教育の一層の充実、高校専門科の実験・実習設備の更新、高校生就職のいわゆる「一人一社制」の見直しを含む就職支援の拡充、大学生の県内就職の一層の促進を行うとともに、若年離職者への就職支援、定着促進の強化を図ること。
- 6 「長野県脱炭素社会づくり条例」の制定と国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」を受け、2050 年までの脱炭素社会構築に向けて市町村との連携を進めるとともに、引き続きゼロカーボン戦略の県民周知に努め県民の行動変容を促すこと。
- 7 「働き方改革」にあたっては、「ワークライフバランスの実現」と「幅広い女性の活躍」に主眼を置いた施策展開を一層推進するとともに、「長野県就業促進・働き方改革基本方針」に基づくアクションプランの推進を図ること。また、県組織におけるアクションプランの達成状況を年度ごとに評価するとともに、県内企業等への周知の状況や取組事例等、進捗に必要な調査を行うこと。
- 8 徹底した事務事業の見直しや、県行政のDXの加速化による業務の効率化など、新時代の行政経営への質的な転換を図る方針が示され、トータルコストの削減と組織のスリム化が進められると思われるが、コロナ禍で多忙を極める保健所業務や困難を抱える県民に寄り添う支援、増加する児童虐待への対応、県土の維持や産業振興など、専門性を有する職員でなければ対応ができない業務もあり、増やすべき部署には増員するといった弾力的な運用を行うこと。特に保健所長の兼務は早急に解消すること。

また、職員の兼務については、本務への影響や残業状況についての調査を行い、必要な対応に努めること。

9 知事が4期目のスタートとして掲げた「スタートダッシュ・アクション 2022」のうち、県民参加型予算や市町村との人材共同確保の仕組みづくりについては、事業目的を明確にするとともに的確な制度設計により、県民意見や市町村要望の反映が果たされるよう努めること。また、新たな給付型奨学金制度の創

設や女性・若者・障がい者の就労支援センター設置については、課題を明確にしたうえで必要な制度設計に努めること。

10 課題となっている 20 歳代での出生率向上のため、若い世代が安定した生活が営めるよう政策パッケージを組み施策推進を図るとともに、女性や若者に好ましい社会環境づくり・県づくりのために全力を傾注すること。

併せて、信州回帰を考える本県出身者への支援のあり方についても検討すること。

- 11 親の妊娠出産期から子どもの社会的自立まで、切れ目のない支援に努めるとともに、子どもの貧困対策や子育て家庭、社会的養育施設、障がい者への支援等に積極的に取り組み、社会から誰一人取り残すことのない「あたたかな行政」を実現すること。
- 12 社会的弱者が抱える重層的な課題を解決するため、社会福祉や労働等様々な支援団体の連携による協働組織のあり方を検討し、社会福祉とりわけ労働者福祉の充実を図ること。
- 13 発達障がい児者の各年代を通した一貫した支援や、不登校児童・生徒のための多様な学びの仕組みづくりについては、相談体制から「支援の輪」づくり、公設民営のフリースクール等の設置を含め、多様な学びの場の充実など官民連携した支援体制の整備を行うこと。また、市町村との連携により県内でもれなく実施できるよう、必要な人材の養成・確保に努めること。
- 14 外国人が日常生活や職場での労働等を円滑に営むことができる環境を整えるとともに、外国人が地域社会の構成員として共に生きていくため、「多文化共生推進条例(仮称)」の制定を行うこと。
- 15 同和対策については「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、十分な予算措置を講じ対策 を推進するとともに、法の趣旨を踏まえ具体的施策推進のための条例制定を検討すること。また、あらゆ る差別を許さない人権教育を推進すること。
- 16 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道等の高速自動車道や、松本糸魚川連絡道路、松本佐久連絡道路等の地域高規格道路の建設促進及び構想の取りまとめを図り、県内の高速交通体系確立のための社会資本整備を着実に進めること。

交通政策局設置については、人口減少社会にあって地域づくりを中心に据えた公共交通施策推進により、移動の自由の確保を担うとの役割を明確に示すこと。

- 17 リニア中央新幹線の建設にあたっては、環境影響や残土処理等県民の不安を払拭できるよう、引き続き適切に対応すること。併せて、事故防止に努め、工事の安全が確保されるよう、JR東海に強く要請すること。また、県が主導して、関連道路等の整備やリニアを活用した中南信地域の振興に、引き続き積極的に取り組むこと。
- 18 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向け必要な会場整備等にあたっては、十分に競技団体の意見を取り入れ開催自治体との調整を図ること。併せて、運営管理といったソフト面においても万全を期すこと。また、誰もがスポーツに親しむことで健康づくりに取り組めるよう施策展開を図ること。

- 19 悪質商法や寄付の強制、詐欺が疑われる行為についての相談体制強化を図るなど実態把握に努め、一層の被害防止対策の推進や被害者支援の取組を進めること。
- 20 条例違反、文書偽造などの非違行為が続いており、綱紀のゆるみが散見される。職員相互の意思 疎通を図り相談しやすい職場づくりに努めるとともに、県民の福祉向上のために仕事をするという意識の さらなる醸成に取り組むこと。
- 21 条例制定等議員提案を増やすなど議会活動を活発化させるため、議会事務局に法制執務担当の専門家を配置すること。また、議会の広報広聴活動等の充実のため予算の増額を図ること。

Ⅱ 各部局別施策について(議会常任委員会別)

1 総務企画警察委員会

総務部

「施策の方向性」

災害や新型コロナウイルス対応、円安・価格高騰等により歳出が増加し、大幅な財源不足が引き続き見込まれると同時に、税収見込みも不安定要素があることからあらゆる策を講じ財源確保を行い、策定中の次期総合5か年計画を積極的に推進し、県民生活に不安や不満が生じることのないよう取り組むこと。

[個別施策]

- (1) 「長野県DX戦略」を全庁的に推進するため、デジタル人材などの専門人材の登用と活用を一層推進すること。また市町村を含めた情報システムの共同利用の推進に積極的に取り組むこと。
- (2) 令和5年度から職員の65歳定年制が施行され、2年ごとに定年退職者が出ないことになるが、県政の停滞を招くことがないよう毎年度平準的な職員採用を行うこと。
- (3) 女性の管理職登用については、計画目標である部長級10%、課長級16%の早期達成を確実に果たすこと。また、県の各種審議会等における女性比率の目標値を定め引上げを図ること。
 - (4) 障がい者雇用については、新たに制定された「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の趣旨に沿って、採用と定着の双方に留意するとともに、障がいの程度に応じた活躍の場の確保に努めること。
 - (5) 令和3年3月に策定された「施設の中長期修繕・改修計画」を着実に執行するとともに、「公共施設整備基金」の設置を検討すること。また、県立高校など老朽化した施設の維持・修繕のための予算を確保し、今後の計画について施設名を挙げてオープンにすること。特に高校については各通学区で1校以上、計4校以上実施していくこと。

- (6) 自然災害の影響緩和と「2050ゼロカーボンの実現」のために導入したグリーンボンドの活用については、引き続き5つの対象プロジェクトごとの充当状況を明らかにするとともに、各プロジェクトの進捗状況を毎年投資家や県民に示すこと。また、県によるグリーンボンドの発行が、県内のESG投資に及ぼす効果について随時評価を行うこと。
- (7) 事業改善シートは体系化が進み目指す姿が見え易くはなったが、個別事業の積算根拠等事業の 組立が示されていない。事業の具体像が確認できるよう改善を図ること。
- (8) 労働相談員、消費生活相談員などの専門的な知識を必要とする会計年度任用職員の雇用を継続するとともに、会計年度任用職員の処遇改善を図ること。

企画振興部

「施策の方向性」

新型コロナウイルス感染症対策や災害の復旧・復興に取り組む県部局や市町村への全面的なサポートに、引き続き努めること。

また「長野県DX戦略~Society5.0時代の新たな信州への道しるべ~」に基づき、長野県全域のDX推進に向け、77市町村への支援及び全ての産業への後押しに積極的に取り組むこと。

[個別施策]

- (1) 「地域発 元気づくり支援金」については、地域の強みや特性を最大限に活かした地域振興を支えるため、より分かりやすく使いやすい取組になるよう改善を図ること。また、アフターコロナの取組を見据え、「地域振興推進費」も含め、市町村や関係団体の意向を重視し拡充を図ること。
- (2) コロナ禍により大打撃を受けているバス、タクシー、鉄道の各公共交通事業者に対する支援については、来年4月に設置予定の交通政策局が主体的に取り組むことで、より効果の見える施策展開を行うこと。

また、赤字ロ−カル線の存続検討が行われる中、在来線の維持・活性化への取組強化に努めること。

- (3) 国内路線の拡充、空港の国際化、空港機能の拡充などを取りまとめた「信州まつもと空港の発展、国際化に向けた取組方針」の早期実現に精力的に取り組み、利用促進策を積極的に推進すること。
- (4) 過疎対策については、令和3年度に策定した「長野県過疎地域持続的発展方針及び計画」を基軸に、引き続き当該市町村と連携を図りながら過疎地域における個性豊かな地域づくりを推進し、持続的に発展するよう財源措置を含め支援を行うこと。
- (5) 長引くコロナ禍にあって本県への移住希望が高まっていることから、市町村及び民間団体で構成する 「田舎暮らし『楽園信州』推進協議会」と緊密に連携し、財政支援の検討を含め移住施策をさらに推 進すること。また企業移転、テレワークの導入に合わせ、産業労働部と連携した、移住者増やつながり

人口拡大に向けて補助事業の拡充を図ること。

- (6) 「Society5.0」に向けたスマート社会の実装に向け、市町村の経費負担軽減に努めると同時に、市町村とともに先端技術の推進に努めること。また、ドローン技術の進歩に対応する部署を設け、「空の道」の安全な運航と利活用に積極的に対応していくこと。
- (7) 令和5年春に軽井沢町で開催される「G7外務大臣会合」については、地元軽井沢町や県警察本部とも連携を密にし、安全かつ円滑に実施できるよう万全の対策と体制で臨むとともに、長野県を売り込む好機となるよう取り組むこと。
- (8) 財政規模の小さい町村からは、保健師や栄養士、デジタル人材などに対し県職員の派遣や技術支援、県の電子化の一層の促進など多くの要望が寄せられており、専門職員の市町村への人材派遣を推進するとともに、共同確保に係る検討や各種の支援に積極的に取り組むこと。

警察本部

[施策の方向性]

予算及び人員の確保や人材の育成に努め、必要な施設・設備を整備し、県民の期待・信頼に 応える力強く温かさのある警察組織を確立し、日本一安全・安心な信州を目指すこと。

[個別施策]

- (1) 県内の山岳遭難については、特に高齢者への対策を強化し、啓発指導や救助体制を引き続き充実すること。
- (2) 県民文化部等との連携を密にし、電話でお金詐欺や悪質商法の被害実態を明らかにするとともに、 体制の充実を図り、それらの防止対策を推進し検挙率の向上に努めること。
- (3) 交通安全指導・教育や歩車分離式信号機・障がい者対応信号機の増設等の交通安全施設整備を更に推進すること。特に、通学・通園路の交通事故防止のための対策を早急に実施すること。また、更新時に運転免許が失効することがないよう高齢者講習を充実させるとともに、運転免許証の自主返納支援制度の周知を図ること。
- (4) コロナ禍による増加も懸念される児童虐待・DVやストーカー事案に対し、関係機関と連携し対策を 強化すること。
- (5) 県民の安全・安心に資するため、個々の警察官の職務執行能力の向上と非違事案の発生防止に 徹するとともに、引き続き国に警察官の増員を求め、全国でも高い人口負担率の引き下げに努めるこ と。
- (6) 県警本部の独立庁舎化について本格的に検討を行い、早期に内容やスケジュール等を明らかにする

こと。また、南信運転免許センターを早期に開設すること。

- (7) 自治組織等による要望を踏まえ、防犯カメラの設置の支援に努めること。
- (8) 改正された「長野県迷惑行為等防止条例」を最大限活かし、「盗撮行為」や「嫌がらせ行為(名誉を害するような差別的な言動を含む。)」を根絶し、県民の安全・安心な暮らしを守るよう努めること。

会 計 局

[施策の方向性]

県民に信頼され、期待に応えられる適正な予算執行を確保するとともに、「長野県の契約に関する条例」の基本理念を踏まえ、契約の適正化や品質の確保などに努めること。

[個別施策]

- (1) 公金の管理や契約事務については、県民の信頼を損なうことのないよう各種マニュアル等を遵守し適正に執行すること。特に、補助金等の支出審査については、補助金等が迅速かつ着実に県民に届くよう、執行機関の適時適切な事務処理について徹底を図ること。
- (2) 「契約に関する条例」の制定の趣旨を活かし、元請・下請関係の調査・指導・助言等を公正・厳格に 行い建設工事等の品質確保を図るとともに、最低賃金の引き上げに呼応し、清掃業務をはじめ労働者 の具体的な処遇改善につながるよう引き続き取り組むこと。

2 県民文化健康福祉委員会

県民文化部

[施策の方向性]

激変する社会情勢に対し、人と人との絆や地域におけるつながり等、可視化が困難な課題に対して施策を展開しなければならない中で、県民文化部の重要性は高まっている。

このような中、少子化対策、エシカル消費等、新たな条例を定めた本県にあって「誰にでも居場所と出番」のある社会の実現と、豊かで文化あふれる長野県を創造すること。

[個別施策]

(1) コロナ禍後の文化活動への県民参加を促す施策を推進するとともに、文化施設の活用により地域全体の芸術・文化の振興を図る財政支援を行うこと。また、地域文化体験を目的とする施策展開と、アーティストインレジデンス等を活かした本県への来訪者を増やす施策を観光部との連携で進めること。

- (2)「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「長野県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困対策を推進すること。また、児童・生徒の居場所づくりとしての「こども食堂」等に取り組むNPO法人等の活動を引き続き支援すること。
- (3) 児童虐待相談対応件数が依然として高止まりしている中、児童養護施設が設置する専門施設や、 県が設置した一時保護所のハード整備の強化が行われる一方、「社会的養育関係者による人材確保・ 育成に関する懇談会」の立ち上げにより、専門人材の育成等の課題が浮き彫りになっている。このような 現状において、「長野県社会的養育推進計画」に基づいた子どもの最善の利益の実現に向けた取組 を、市町村及び児童養護施設等関係機関と連携して推進するとともに、財政基盤の弱い団体等の実 態把握と、支援についても検討を行うこと。

加えて、児童養護施設を退所した者への支援にも取り組むこと。

- (4) 子どもの意見表明を支援することができる「子どもアドボカシ−制度」については、専門知識を有する者 (意見表明支援員)の活用等、国の検討結果を踏まえながら、適切に子どもの意見表明を支援でき る仕組みづくりについて、従来から児童養護施設等で行われている取組の強化と併せて検討を行うこと。
- (5) 「長野県男女共同参画社会づくり条例」に基づき、県行政のあらゆる分野に男女共同参画の視点を取り入れ、SDGsの理念に則った施策の推進に努めること。
- (6) 「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」の活用と、市町村等への周知を推進し、相談体制の強化と「LGBTQ+」等に対する理解を深めるよう努める取組を、市町村と連携して推進すること。また、令和5年施行予定の「長野県パートナーシップ制度(仮称)」については、多様性が尊重される制度となるように取り組むとともに、趣旨が伝わるように県民周知に努めること。
- (7) 選択的夫婦別姓の実現に向けて、民法の改正を国に対して要請すること。
- (8) ネット上での差別事象のモニタリングを行い、実効性がある対策を検討するとともに、国としての方針 策定を引き続き国に求めること。
- (9)消費生活に関するトラブルや相談事案が多様になり、経済活動や市場が複雑化する中、市町村と連携し、県民の財産を保全し安全で安心な消費社会実現のために専門的な人材の確保や取組の強化を図ること。

「エシカル消費」推進については、若年層や子育て中の女性中心の取組から全世代への周知、日常における実践に資するものとなるよう取り組むこと。

- (10) 少子化による就学人口の減少や感染症拡大による授業への影響などに配慮し、教職員の待遇改善を含めた私立学校への経営支援や保護者の教育費負担を軽減する措置を講じること。
- (11) 県内高等教育の振興と、地域のバランスを考慮した4年制大学の設置、誘致について積極的に取り組むこと。また、短期大学や、専門学校等を将来性のある優位な選択肢となるよう、財政措置を行うなど学生の確保に努めること。

- (12) 安心して、結婚、妊娠、出産、子育てができる社会の構築に向けた、子ども・子育て支援制度の充実と強化を行うこと。また、地域の家庭養育推進における乳児院等との連携について県、市町村、乳児院等が協議する場の設置を行うこと。
- (13) 「ヤングケアラーに関するアンケート」の結果を精査し、相談体制の強化と必要な支援を行うこと。また、 潜在化を防止するためヤングケアラーについての啓発を強化すること。
- (14) フリースクール等、新たな学びの場については、ニーズや実態について把握し、教育委員会との連携を 強化し具体的な施策を行うこと。また、認定制度を設け施設への財政支援を行うとともに、利用家庭へ の支援も検討すること。

健康福祉部

「施策の方向性」

パンデミックに対し、最も重要な役割を担っている部として、振り返りを基にその経験をフルに活かす施策展開を県民は期待している。

暮らしにおいても、真に支援を必要とする県民に対して適切なサービスが提供される社会環境の整備とセーフティーネットの構築を促進し、安全・安心と暮らしやすさを実現できる施策を実現すること。

[個別施策] (医療·公衆衛生)

- (1) 第3期の「信州保健医療総合計画」策定に向け、地域の実情を踏まえ、感染症への対応も含めた新たな医療提供体制や介護との連携について、県民の健康を支える具体像を示すこと。
- (2) 切れ目のない保健医療施策の推進のため、県が上位計画と位置付ける「第2期信州保健医療総合計画」については、感染症対策を踏まえた改訂を行うこと。また、病院、診療所のほか検査機関も含め、規模や地域性を考慮した外来医療機能の向上を計画の柱として位置付けること。さらに、計画の執行にあたっては十分な予算確保に努めること。
- (3) 医療人材の偏在や不足に対して、医療分野における各種レベルの専門人材の確保、配置、養成には、中長期的視点を持って取り組むこと。特に薬剤師の養成機関設置のための誘致活動を積極的に行うとともに、国が新設した「薬剤師修学資金貸与事業」を活用し長野県地方薬事審議会の意見も踏まえ県内での就業を目指す薬学生等の支援強化にも努めること。
- (4) 医療的ケア児への対応も含め要介護者の増加に応じられる対応の構築を、地域包括ケアの中心的役割を担う保健福祉事務所保健師と市町村保健師の連携強化により推進すること。

併せて小規模町村の保健師の採用・育成、市町村統括保健師の設置・活用への支援を行うこと。また設置が予定されている訪問看護総合支援センターが行う研修等の事業への支援にも取り組むこと。

(5) 新型コロナウイルスに対するワクチンの接種については、過去の接種体制や供給体制等の課題を活か

し、地域振興局や独立した保健所機能を持つ中核市との情報の共有、収集を行うことで円滑に行える 体制整備に努めること。

また、様々な理由で接種出来ないワクチン未接種者に対しては、「こころのワクチンプロジェクト」の推進により、不利益が生じないよう努めること。

新型コロナウイルス感染の後遺症やワクチン接種後の体調不良に対応する、専門的診療体制の整備に努めること。

- (6) がん検診率の向上を引き続き図るとともに、各種疾病の発見を見落とすことのない体制への支援を図ること。また、生活習慣病予防をはじめとする未病対策を強化するために、特定健診結果のデ−タ分析から健康課題の「見える化」の促進で市町村の保健事業を引き続き支援すること。
- (7)健康長寿世界一を目指した健康増進施策については、県民参加型である「信州 A C E プロジェクト」に代表されるきめ細やかな取組を、市町村や栄養士、食生活改善推進員と推進すること。併せて、 飲食店や食材を提供する関係団体と一体となって健康に配慮した食の提供体制整備にも努めること。
- (8) 感染症拡大による社会生活上の自粛や待機など、生活様式が大きな変化を余儀なくされ、全国的な自殺者の増加やストレスを抱え精神的負担も大きくなっていることから、メンタルヘルスの向上及び精神疾患の早期発見と早期治療の医療体制を拡充すること。

また、「子どもの自殺ゼロ」の目標達成のために、他部局との連携を一層強化し、若者が置かれている状況に応じた施策展開となるよう努めること。

県精神保健福祉センターをはじめ、公共的な機関の相談窓口における専門的な人材の更なる配置や 専門性を高める研修、人材養成・育成に努め、依存症や認知症等への対応強化に務めること。

「発達障がい診療体制整備事業」については、全県で格差なく診療が受けられるよう、一層の体制整備に引き続き努めるとともに、障がい児の受け入れ園の負担軽減策を図るため、更なる支援を行うよう検討すること。

- (9) 妊娠期から出産、産後の周産期医療体制の充実を図るため、現状の課題を詳細に分析し、感染症への対策も講じ、安全・安心の次世代育成につなげること。とりわけ、産褥期も含めた産後ケアは大きな課題を含んでいることから、具体的な対策としてショートステイやレスパイトケア等のニーズに対応できる体制構築を市町村とともに行い、県内における格差是正にも努めること。また、財政的課題についても調査を行い、実態に即した施策構築に努め、ニーズに応じた支援の検討と実行によって、出産・育児の環境を整えること。加えて、開業助産師分娩取り扱い等への支援についても検討を行うこと。
- (10) 医療的ケア児については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく都道府県の責務である「医療的ケア児支援センター」を活用するなど、積極的な支援に努めること。また、県が率先した支援を行って、圧倒的に不足している一時的預かり施設の増設を図り、保護者支援に努めること。
- (11) 「長野県歯科口腔保健推進条例」に基づき、歯科・口腔ケア充実のため、市町村と連携し、歯科口腔保健の更なる充実を図ると同時に、歯科衛生士の離職防止策と、確保に努めること。潜在歯科衛生士の復職支援についても検討を行うこと。また、県歯科口腔保健推進センターの歯科専門職の雇用の安定と、増員を図ること。

- (12) 「国民健康保険料(税)」は市町村によって大きな差が生じているが、決算後十分な検証を行い安定した運営に努めるとともに、財政基盤の充実を国に強く求めること。
- (13) 公共性の高い医療機関の建て替えについては、実態に即した地域医療が円滑に確保、推進され、 圏域における役割を果たせるよう、中長期的観点で財政的な支援や助言を行うこと。
- (14) 10 医療圏ごとに定める地域災害医療活動マニュアルについては、各地域の実情を踏まえた見直しをするとともに、市町村等の防災計画やマニュアル等との整合を図り、災害現場で混乱を生じない体制づくりに努めること。
- (15) 総合リハビリテーションセンターの今後のあり方については、県内はもとより、全国的にも高水準のリハビリ機能を全県で発揮できるよう検討を早急に進めること。
- (16) 阿南病院や木曽病院における医師確保の取組を支援するとともに、オンライン診療に代用される中山間地における医療体制の確保に取り組むこと。

[個別施策] (福祉)

(1)介護保険料の県平均額は、現在の第8期まで一貫して上昇が続いており、市町村の保険財政が悪化する懸念も強いため、必要に応じて財政安定化基金からの資金貸付または交付を行うとともに、財政基盤の充実を国に強く求めること。

また、介護度を上げない取組を充実させることで、持続可能な制度となるよう国に提言を行うこと。

- (2) 市町村における地域包括支援ケアシステムの運用状況と現状の課題を把握し、必要な支援を行うこと。
- (3)介護職員の処遇改善を進めるため、「長野県版キャリアパス・モデル」の「モデル給与規程・給与表」の 普及を確実に行うこと。「介護予防・日常生活支援総合事業」は、介護の専門職によるサービス提供体 制を構築し、市町村間の格差が生じないように支援すること。
- (4)「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の実効性を高めるため部局横断的推進体制の整備を行い、具体的施策を展開するとともに、県民への周知や理解を広げるよう努めること。また、障がい者一人ひとりの能力や適性を活かし、地域で就労できる環境づくりに向けてマッチング強化に引き続き努めること。加えて、強度行動障がい者(児)が地域で安定した生活ができるよう、住宅整備や施設改修費用等の支援に対して国の検討がされていることから、県においても対応の検討を進めること。また、地域生活支援事業の日中一時支援事業に強度行動障がい者(児)の単価の新設を検討すること。
- (5) 「長野県手話言語条例」に基づく、手話の普及と手話を学ぶ機会の確保に努めること。 また、手話通訳士派遣制度の活用を図るとともに、手話通訳士の増員と処遇の改善にも努めるこ

- (6) 最後のセーフティーネットである生活保護が、その機能を十分に発揮できるよう 19 市と連携を図りつ つ、必要とする県民にもれなく支援が届くよう努めること。
- (7) 「生活困窮者自立支援法」に基づく事業について、国に対して十分な財政措置を強く求めるととも に、貧困の連鎖を断ち切るため、任意事業に積極的に取り組み、必要な人材育成、NPO等との連 携あるいは市の事業との連携強化のための予算措置を講じること。

また、「まいさぽ」での相談支援については、積極的にアウトリーチを行う体制の整備を町村との連携強化も含め推進すること。

- (8)「重層的支援体制整備事業」により、市町村がひきこもりについての相談支援体制整備を行うことと なったが、市町村により取組に温度差があり、住民にも十分に伝えられていない状況があるため、市町 村への支援を行うこと。
- (9) 「成年後見制度利用促進法」に基づく基本計画により、市町村における基本計画の策定や審議会等の設置が求められており、都道府県には市町村支援や家庭裁判所、司法書士等の専門職団体との連携調整が求められている。しかし、市町村により取組に温度差があることから、県が県社協等と連携し、複数の市町村が広域で取り組むための中核機関設置等への支援を行うこと。

3 産業観光企業委員会

産業労働部

[施策の方向性]

長野県の現状の産業構造を産業中分類別に分析・評価し、アフターコロナの将来あるべき産業構造を示し、起業支援や構造転換等の誘導策、それらを支える人材育成を図り、「日本一働きやすい長野県」を目指すこと。

併せて、県内企業の99%を占める中小企業に対し、「長野県中小企業振興条例」の趣旨を踏まえ、中小製造業や商店街の維持・振興に向けた中期・長期の経済・雇用対策の具体化を図ると同時に、コロナ禍により多様化した働き方を県内企業も取り入れ、対応できるよう取り組むこと。また、物価高、コロナ禍にあることから、産業政策と労働政策それぞれの分野において、国の制度の活用と併せて県も必要な予算を確保し、対策を講じること。

[個別施策]

- (1) 自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大により、県内中小企業・小規模事業者の経営が厳しい 状況に直面していることから、企業を地域で支える商工会、商工会議所及び長野県中小企業団体中 央会による支援強化のため、「小規模事業経営支援事業」や「中小企業連携組織支援事業」の維持 及び拡充を図ること。
- (2) BCP作成については、事業者への直接支援はもとより経営指導員の雇用や能力向上に対する公費助成を行うなど、作成を指導する商工団体への支援にも努めること。
- (3)「長野県奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」の周知を図り、中小企業等の人材確保と従業員の奨学金返還の支援に努めること。

- (4) 「長野県脱炭素社会づくり条例(ゼロカーボン条例)」を推進するため、SDGsの取組を実践し、ESG評価の高い事業に取り組む企業への助成措置を設けること。
- (5)「産業の生産性が高い県づくり」に向け「長野県産業イノベーション推進本部」の機能を強化するとともに、DX戦略(信州ITバレー構想)の加速化を図り「Society5.0」の実現に向けた未来志向の産業政策を推進すること。
- (6) 医療資材のみならず、過度に海外に依存したサプライチェーン(供給網)を見直し、必須物資については、国内での生産体制の構築と必要量の備蓄の制度化を国に働きかけるとともに、県内においても必須物資の国内サプライチェーンの一翼を担えるよう、産業育成に努め、一定量の備蓄を行うこと。

また、ガソリンスタンド・L P ガス充填所等地域の生活インフラの維持に向けて、国に制度化を働きかけること。

- (7) 起業率が全国でも低いことを踏まえ、起業に対する支援策が講じられているが、さらに県内大学等との連携を強化し、新たな技術開発や新業態の研究開発を進め、技術や知見の集積を図り、起業しやすい環境を整えること。併せて、起業に関わる資金援助や技術者等有用人材のコーディネート等を市町村と連携して取り組むこと。
- (8)企業の休廃業・解散が県内で増加している状況を鑑み、円滑な事業承継や引き継ぎが行われるよう、「長野県事業承継・引継ぎ支援センター」を活用し推進するとともに、市町村や各種団体と連携を密にし、支援を行うこと。
- (9) 最低賃金の全国一律化と当面時給 1,000 円以上を目標に、対応する企業に対し国に助成措置の制度化を求めるとともに、県独自の支援施策も検討すること。また、最低賃金が守られるよう啓発に努めること。

更に、中小・小規模事業者の賃上げ原資確保のため、可能な限り多くの企業が国の各種助成金を 受給できるよう一層の取組を国に求めること。特に業務改善助成金については、原材料費等の高騰が 続く中、より実効性のある支援になるよう拡大・拡充を国に求めること。

- (10) 中小企業者・小規模企業者においては、人材不足などからデジタル化への対応にはばらつきがあるため、専門人材の登録・派遣等の体制を整備し、県内企業のDX化の取組を推進すること。加えて飲食店等においては、「信州の安心なお店」認証制度と電子チケットで行われる「信州プレミアム食事券」の実証結果を十分に活用し、DX化の利点の周知や、事業者に寄り添った支援と消費者優遇施策を行うこと。
- (11) 伝統的工芸品産業の担い手を確保し、将来にわたって技術を継承し、地域の文化と伝統を守るため、「伝統的工芸品産業後継者育成・販路開拓支援事業」を更に発展・充実させること。
- (12) 「職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度」による、ワークライフバランス、ダイバーシティの推進、若者等の雇用・育成への効果を調査・検証し、より実効性のある取組にすること。
- (13) 海外販路の拡大や県内産業とのマッチング等、営業局の取組を更に進めること。 大阪事務所や名古屋事務所の機能強化を図り拡充すること。

(14) 「長野県就業促進・働き方改革基本方針」の中の戦略会議に位置づけされている産業分野別会議 と地域会議の充実強化を行うこと。

観光部

[施策の方向性]

新型コロナウイルス感染症の拡大や価格高騰によって大きな打撃を受けた長野県観光の再生を目指し、徹底した感染防止対策を行いつつ、新たな観光資源の発掘など、アフターコロナにおける観光需要の回復に努めること。また、外国人旅行者、特に富裕層の誘客及び宿泊客を増やすための取組を強化する等、攻めの観光行政への転換を図ること。

[個別施策]

- (1)「After コロナ時代を見据えた観光振興方針」に基づき、「稼ぐ」観光地域づくりを目指し、「安全・安心な観光地域づくり」「長期滞在型観光の推進」「信州リピーターの獲得」「ウインタースポーツの振興」などの観点から、地域経済を支える観光産業に対する施策を具体化すること。
- (2)「(一社)長野県観光機構」が長野県観光の牽引役を果たす人材育成に努めるとともに、広域型DMOの更なる形成・確立を推進すること。また、地域振興局は各エリアのDMOと意見交換しつつ、地域の実情に応じた支援を行うこと。
- (3) 多発している山岳遭難防止への指導・周知の徹底と、登山計画書の100%届出を目指す施策を更に進めること。また、活火山に対する警戒対策の周知、外国人・高齢者を含む登山者の安全確保対策に引き続き取り組むとともに、山小屋の行う安全登山等の公益的な活動への支援を行うこと。
- (4)「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」及び「長野県自転車活用推進計画」の趣旨を 踏まえ、長野県の魅力を活かしたサイクルツーリズムを推進するとともに、官民連携による誘客の促進を 図ること。
- (5) 長野県観光を支える中小の宿泊事業者、観光事業者などコロナ禍及び価格高騰で疲弊した観光 関連産業への支援を継続的に実施すること。また、コロナ禍で大打撃を受ける地域公共交通事業者へ の支援に向けて、新たな観光資源を発掘するなど、鉄道やバス等を利用する観光の視点からの積極的 な取組も推進すること。
- (6) 観光税の導入については、県民や県内を訪れる観光客及び観光事業者に影響を及ぼす可能性があることから、観光事業者等の合意を得るために十分な協議を行うなど慎重に進めること。

企業局

[施策の方向性]

「2050ゼロカーボン宣言」を受け企業局が行う事業への期待は更に大きくなった。 とりわけ二酸化炭素をほとんど出さない水力発電事業は、2050ゼロカーボン達成のために果た す役割は大きい。また近年、多発する自然災害にもしっかり対応した、安全・安心かつ安定し た水道水の供給体制の構築が重要であり、これらの実現に向け積極的に取り組むこと。

[個別施策]

- (1) 豊かな水資源を有効活用した水力発電によるグリーン電力の安定供給と更なる販売拡大を図ること。
- (2) 再生可能エネルギー供給拡大のため、新規中小水力発電所の開拓を進めること。また、令和4年度に設置した発電建設事務所においては、新たな水力発電所の建設と効率化を図るとともに、市町村及び民間事業者が小水力発電事業を推進できるよう、情報提供や人的な支援等を行うこと。
- (3) 住民にとって重要なライフラインである水道施設の耐震化、並びに老朽化対策の推進と「応急給水ポイント(安心の蛇口)」の整備を着実に進めること。
- (4) 上田長野地域の水道事業の広域化の研究については、広域化による住民サービスの低下を招かないようにするとともに、当該議会や住民の十分な理解を得て進めること。 また、安定的な水資源供給を維持するため、民営化は行わないこと。

4 農政林務委員会

農政部

[施策の方向性]

気候変動やコロナ禍により、農業の持つ環境保全機能や食料の安全保障機能が再評価されている。一方で環境や生態系への負荷の低減に向けて、有機農業の拡大等取り組まねばならない課題 も明らかになってきている。

ゼロカーボンや「みどりの食料システム戦略」等により、本県農業にも次代につながる確かな農業を確立するための変化と変革が求められているが、県内農業の現況は高齢化、輸入農産物の拡大による価格の低迷、遊休農地の増加など極めて厳しい状況にある。

また、ロシアの軍事侵攻による直接的、あるいは間接的影響により、更には大幅な円安のために 肥料や飼料、燃料、農業資材の高騰により農業経営は継続が困難になっている。国の対応を注視 しつつ、県としても最大限の支援策を講じること。

産業政策としての農業振興策と社会政策としての農山村維持策の両方を展開し、県内農業生産力の強化と農山村機能の維持を最大の重点目標として、農政部の総力をもって取り組むこと。

[個別施策]

- (1) TPP等の国際的貿易協定・気候変動・コロナ禍による影響を分析し、「食と農業農村振興計画」 の年度毎の評価により、計画の達成している項目・未達成の項目・達成困難な項目等の精査を行いつ つ、最上位計画である県の5か年計画との整合性を図り、長野県農業を活性化させる第4期計画と なるように取り組むこと。また、十分な予算確保に努め新計画の着実な進捗を図ること。
- (2) コメ・園芸・畜産品等コロナ禍における消費の変容、流通の変化により消費が著しく減少した品目に対して、アフターコロナを見据えた施策を展開すること。

とりわけ、インバウンド需要の激減により、在庫が大幅に増えているコメについては、消費水準に見合う生産を進めるとともに、主食の安定確保のため、国在庫としての備蓄量の増加や援助米の増枠を国に要請すること。

(3) 収益性と食料自給率の向上を展望した長野県農業を構築するとともに、「おいしい信州ふーど」宣言にあるように、県民が県内で生産される農産物の価値を再認識し、「地消地産」「地産地消」を進める一方、その魅力が全国に発信されるよう取組を進めること。

また、アフターコロナに備え県外や国外に販路を拡大させていく、「攻め」のブランド展開を再構築すること。

(4) 「長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例」を活用し、多様な種子を守るとともに、 新品種の開発を行い次代の新品種・新技術開発を担う試験場の機能強化を図ること。

また、種苗法改正に伴い、県農業関係試験場が育成した登録品種の利用権の許諾については、引き続き県内農業者の負担増とならないようにすること。

(5) 農業法人・集落営農組織や大規模生産者が、生産拡大や一層の省力化・低コスト化を進められるよう、担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、農業の競争力強化のため、スマート農業に対応した基盤整備や農業農村インフラの管理の省力化・高度化の推進を図ること。

また、担い手確保策の強化と、新規就農者の増加に向けた施策展開を更に進めるとともに、農地中間管理機構・農業再生協議会の現状を検証し、機能が十分発揮できるよう、事務の簡素化と、運営等に必要な予算の確保、遊休農地の利活用を含めた農地利用の最適化を促進すること。

併せて、長野県農業の大半を占める家族農業が、営農を通じて農地や集落機能の維持に貢献していることから、個々の農家と関係団体との協働により家族農業維持のための具体的な施策を講じること。

- (6) 外国人技能実習生や外国人労働者の受け入れについては、最低賃金の保障等に留意し、共生社会の推進を図るとともに、受入機関の巡回・立入検査等を実施し、人権の擁護にも努めること。また、県間リレーによる通年雇用に対しては、モデル的事業の拡大にも努めること。
- (7) 本県の食肉流通機能が損なわれないよう、当面の対応として、老朽化した県内2施設の補改修を 進めること。
 - (株) 長野県食肉公社の移転・整備については、生産者や消費者にとって極めて重要な公益性の高い施設であること、移転候補地の選定、施設の整備や財源などの課題が多く、民間事業者だけでは対応が困難であること等から、県がより積極的に関与・支援し、早期移転を図ること。
- (8) アニマルウェルフェア(家畜に極力ストレスをかけない飼育方法)が国際基準となりつつあるので、平 坦地が少なく、農地が狭いという本県の特性を踏まえ、アニマルウェルフェアの考え方に即した飼育方法の 研究開発とその普及を図ること。
- (9) 野生イノシシの豚熱の感染拡大が収まらない中、豚熱対策に万全を期すとともに、高病原性鳥インフルエンザ等への対応も含めて、県内生産者に対する防疫対策の指導・支援を行うこと。
- (10) 国の「みどりの食料システム戦略」にもとづいて、化学合成農薬や化学肥料の低減、有機農業の栽培面積拡大、学校給食への有機農産物の提供等消費拡大に取り組むこと。

- (11) 農業水利施設の長寿命化、ため池の耐震化、ICT機器を使ったスマート農業の推進など施設管理の省力化の対策を円滑に実施するため、市町村等における農業土木技術者の確保・育成の支援を行うこと。
- (12) 県内漁業の振興を図るため、県内観光業や小売店等と連携して、信州サーモン、信州大王イワナ等のオリジナル品種の普及に努めること。また、漁業資源維持・生態系維持の観点からカワウ等の鳥や外来魚の駆除に努めること。

林 務 部

[施策の方向性]

県内森林が主伐期に来ていること、「2050ゼロカーボン対策」としても、主伐再造林・県産材の活用、森林づくりのための人材の育成などを200年の計をもって推進すること。

[個別施策]

- (1) 「森林づくり県民税」について
 - ①県民アンケートによれば、森林税の使い道について「よくわからない」「知らない」が8割近くにのぼっていることから、延長する場合において、「森林づくり県民税」についての周知を十分行うこと。
 - ②「森林づくり県民税」の延長については、主伐再造林により素材生産の増加が見込まれることから、 安定的な県産材の活用策について示すこと。
 - ③再造林を推進するための人材確保策を具体的に示すこと。
 - ④「防災・減災のための里山整備」未整備分について、具体的に個所を示すこと。
 - ⑤「森林環境譲与税」とのすみ分けを明確にするとともに、県民の負担感に応える目に見える事業を市町村とともに推進を図ること。
- (2)「2050 ゼロカーボンの実現」に向け、環境審議会が示した促進区域に地域森林計画対象森林を含めない指針にのっとり、林地開発許可を行うこと。
- (3) 森林経営計画策定のための支援を行うと同時に、その根幹となる森林の集約化と、境界明確化事業及び、搬出のための林道・作業道等の路網整備・治山事業を県単でも行うこと。
- (4) 大北森林組合の補助金不適正受給事件については、組合の健全運営について引き続き指導を行う とともに、返済が計画どおりに行われるよう厳格な債権管理に努めること。また、県政への信頼回復に対 して常に高い意識を持ち、県民への情報開示に努めること。

- (5) 松枯れやナラ枯れなどの森林病害虫対策については、更なる推進を図ること。
- (6) 木質ペレットや薪などの木質バイオマスを有効に活用する取組に対して支援するとともに、間伐材や松 枯れ枯損木を木質バイオマスとして熱や発電に有効活用するための施策の周知と普及を推進すること。
- (7) 「森林(もり)の里親促進事業」などを通じ、下流域行政体や先進企業などが「山」や自然豊かな「木」の文化を理解し、森林整備の必要性の認識を高める中で、整備促進に協力が得られるよう積極的に取り組むこと。都市部に譲与される森林環境譲与税を財源とした森林整備の推進に市町村と連携して取り組むこと。
- (8) 林業労働者の就業支援に取り組み、「高性能林業機械」の導入や魅力ある職場環境整備、スマート林業の更なる推進のための施策により、林業大学校生をはじめとした就業希望者の夢が実現できる事業体育成に努めること。また、高性能林業機械の導入については、補助要件の緩和と予算の増額を国に対して求めること。
- (9) 野生鳥獣対策を促進するため、有害鳥獣捕獲従事者の狩猟免許の取得・更新手続きの簡素化や 経費負担軽減対策を講じ、更なる担い手確保に取り組むこと。また、猟銃やわなの適正な取り扱いの 習得や技術の向上が図られるよう、若年狩猟従事者の育成に努めること。
- (10) 原発事故を踏まえ、山菜・野生きのこ等の放射線量測定を引き続き実施し、安全確保対策を行うこと。

5 危機管理建設委員会

危機管理部

「施策の方向性」

新型コロナウイルスは感染力のより強いオミクロン株が出現し、未だ収束の目途は立っていないが、コロナ禍となって3年となり「withコロナ」下での社会生活のあり方を模索しなければならない段階となった。今後一層その収束に向け対策を施すと同時に、一刻も早く、通常の社会生活ができるように諸施策を推進すること。

また地球環境の変化により、豪雨等による自然災害が発生する確率が高くなっているので、 災害時には地域住民が誰一人取り残されることなく未然に避難できる防災・減災対策の推進を 図ること。

「個別施策」

(1) 新型コロナウイルス感染症はオミクロン株に変わり、対処方法を変えなければならなくなった一方で、 国は感染者の全数把握を見直すこととなりコロナ感染症対策の転換期となった。したがって今後は県に おいて感染状況を確実に把握し、県民に対しその状況を逐次、広報し、行動変容を促すためにビジュア ル等を駆使し県民に周知徹底を図ること。

- (2) 近年、豪雨等により各地で想定外の災害が発生しており、市町村や関係団体、NPO等との連携強化に努め、ハザードマップや「広域受援計画」、「地域防災計画」の見直しを行うこと。さらに、ハザードマップ運用などのソフト対策、ライフラインに係る安全対策、技術職などの職員体制について十分な対応を図ること。
- (3) 「長野県広域受援計画」を踏まえ、市町村受援計画の策定に向け、全市町村との連携・支援を一層強化すること。
- (4) 浅間山や御嶽山など活火山の監視体制の強化と気象庁の観測情報を的確に捉え、地元自治体と危機意識を共有し、より実効性のある火山防災体制を国等とともに早急に構築すること。
- (5) 過去に起きた豪雨災害における初動期から応急期対策を検証し、市町村及び広域的連携の中で 検討を深め、今後の防災・減災に着実につなげること。また、災害時の逃げ遅れゼロを目指し、県民のマ イタイムライン作成を市町村と連携して支援すること。
- (6) 災害時における障がい者や高齢者など社会的弱者への警報システムの整備を促進するとともに、「要配慮者防災・避難マニュアル」を常に市町村と共有し「個別避難計画」の作成を支援するなど、初動対応に万全を期すこと。また、あらゆる災害に対し対応シミュレーションを想定し、それらに応じた訓練を実施すること。
- (7) 燃料、飲料水、非常食、避難所用品、コロナ対策用品等災害備蓄品の安定確保に努め、市町村 とのすみわけを明確に行うとともに、常にそれぞれの保有数量等を確実に把握しておくこと。
- (8) 災害時、避難所に指定されている県立学校の全ての体育館等に空調施設、非常用発電機、災害対応バルク等を備えること。
- (9)米軍機の低空飛行訓練について、引き続き関係省庁及び米軍に対し県民の不安を払拭するよう要請すること。
- (10) 近隣県の原子力発電所災害に備え、北陸電力志賀原子力発電所とも通報協定を結び、引き続き 関係電力会社及び関係自治体と緊密な連携を図ること。
- (11) 「消防団活動協力事業所応援減税」や「信州消防団員応援ショップ推進事業」の一層の充実を図るとともに、消防団員の訓練機会等のあり方について県も積極的に関り、県消防協会や市町村と協議のうえ装備品の充実や団員確保の支援に積極的に取り組むこと。
- (12) 消防防災ヘリコプターのパイロット等隊員の定員確保を図り、広域連携のあり方を検討し、より安全 な消防防災航空体制を構築すること。また、全国的に自治体職員パイロットの減少が危惧されているこ とから、国に対して、財源措置のみならず早急にパイロット養成システムの構築を図るよう要望すること。

(13) 災害により避難が必要になった際、コロナ感染での自宅療養者の避難が円滑に行われるよう市町村との情報共有を早急に進めるとともに、市町村との協働で自宅療養者のための避難所確保に努めること。

建設部

[施策の方向性]

県民の命と暮らしを守り、令和元年東日本台風災害や令和2年7月及び昨年8月・9月の豪 雨災害等を踏まえた防災・減災対策の推進を図るため、十分な予算を確保するとともに着実な 執行に努め、災害に強い県土づくりを進めること。

また、資材価格が高騰しているため工事費の積算については厳密を期し、予算執行について は手順に則り、チェック体制を厳格にすること。

さらに、過去の緊急合同点検による通学路の交通安全対策に加え、改めて行った緊急合同点 検結果の速やかな交通安全確保対策を推進すること。併せて、担い手である建設産業の持続発 展に努めること。

[個別施策]

- (1) 令和元年公共土木施設災害復旧工事変更請負契約の締結追認の事案を受け、早急に工事事務管理システムの改修や「支出審査事務の手引き」の見直しを行うなど再発防止に努めること。
- (2) 千曲川・犀川のいわゆる「中抜け区間」を解消し、県土の骨格をなす千曲川・犀川・天竜川・木曽川の県管理区間の一元管理を引き続き国に強く要請すること。また、「信濃川水系河川整備計画」に位置づけられる令和元年東日本台風災害をはじめ近年頻発する豪雨災害などへの対策の迅速な実施を国に改めて要請すること。
- (3)「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」の早期実現に向け、引き続き国・市町村及び新潟県とも 連携して全力で取り組むこと。
- (4) 近年の気候変動による影響を踏まえ、改めて県管理河川の内水対策や治水安全度の向上について 検討を加え、老朽化した橋梁の架け替えを含め統一的な整備方針を策定し更なる安全度向上に努め ること。

また、県管理河川の河道内浚渫及び河川内雑木の除去を引き続き推進し、災害に強い県土づくりを図るとともに、県有排水機場の維持管理や排水ポンプ車の整備に徹し、安全対策の徹底を図ること。

- (5) 近年頻発する大規模災害からの復旧・復興にあたっては、従来の現状復旧のみならずビルド・バック・ ベター(より良い復興)を基本とし、安全度の高い県土づくりに努めること。
- (6) 県内全域において、地震や風水害による土石流・洪水など自然災害発生時の初動対応に市町村との緊密な連携のもと万全を期すこと。また、豪雪時にあっては、「異常豪雪時対応計画」の着実な実行

により、迅速で的確な除排雪対応を図ること。

- (7) 生活関連道路や緊急輸送路の整備促進を図ること。また、令和3年度に改めて行った通学路の緊急合同点検で対策等が必要とされた危険箇所について、ガードレールやポールの設置等軽微な措置にとどまらず根本的な対策も十分検討のうえ早期に対処し、子どもたちの安全と安心を確保すること。
- (8) 道路・橋梁などインフラの長寿命化対策については、近年頻発する災害に十分対応できるよう計画の 前倒しを図るなど積極的に取り組み、道路沿線の維持修繕は、倒木防止策などを含め県民要望に対 応できるよう、引き続き予算を増額して実施すること。
- (9) 「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」については業者等に対し逐次説明会を開催し、相談窓口を周知させ、適切な運用ができるよう図ること。

また大規模な盛土については専門家による常設型の技術専門委員会を設置し、意見聴取を行うことで的確な許可判断につなげること。さらに監視体制を強化し極力、地滑りセンサー等の設置を指導すること。

(10) 少子高齢化や人口減少が進展する中、歩いて暮らせる「まちなか居住」の拡大を図るため、都市計画道路の見直しを進め県内の用途地域内都市計画道路の現況整備率の底上げを図ること。

また、低炭素な暮らしを実現するためのモデルとなるグリーンインフラ整備に対し、当該市町村への財政支援を検討すること。

- (11) 県営住宅の省エネルギー化に向けては、新たな基準の設定や再生可能エネルギー導入が検討されているところであり、他の県有施設とともにゼロエネルギー化を目指し取り組むこと。
- (12) 「信州健康ゼロエネ住宅」について、名実ともに「林業県長野」を実現するため県産木材利用 100% を目指すものとし、事業の県民理解を得つつ地域工務店をはじめ関連団体等の支援策を推進し県内経済循環の高揚に資すること。また、住宅のゼロエネルギー化の利点について県民周知に努めるとともに、ゼロエネルギー化を希望するすべての県民の要望に応えられるよう十分な予算を確保すること。
- (13) 「契約に関する条例」の趣旨に沿って、できる限り地元の仕事は地元の業者が担い、働く方の賃金上昇につながるよう図ること。

また、建設労働者の処遇改善に向けて、建設キャリアアップシステムの周知及び標準見積書の活用促進の周知徹底を図ること。

(14) 「Japan Alps Cycling」プロジェクトにおける全県を網羅するツーリングコースとなる自転車道路の整備について、計画的に取り組むこと。

6 環境文教委員会

環境部

[施策の方向性]

様々な分野の多様な主体との共創でゼロカーボン社会を目指すため、「ゼロカーボン社会共 創プラットフォーム」の充実を図るとともに、「長野県ゼロカーボン戦略」を県民に周知する こと。

また、生物多様性の保全や水・大気等生活環境の保全について、県民への啓発や必要な人材の育成・確保に努め、持続可能な循環型社会形成について県民の合意形成を図ること。

併せて、2030年までに陸と海の30%以上を保全することを目標とする、「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」に向けて、自然環境に恵まれた長野県の立地条件を活かし、多様な主体と協働し具体的な取組を進めること。

「個別施策」

- (1)「環境のためになること(環境に配慮した暮らし)」を実行している人の割合を、早期に 100%に引き上げることが「2050ゼロカーボンの実現」に欠かせないことから、県民参加による環境保全の取組の強化を図ること。特に、県内大学との連携を活用するなど若年層の参加を促すこと。
- (2) 自然災害の影響緩和と「2050 ゼロカーボンの実現」のために導入したグリーンボンドの活用については、5つの対象プロジェクトごとの充当状況を明らかにするとともに、各プロジェクトの進捗状況を引き続き毎年投資家や県民に示すこと。また、県によるグリーンボンドの発行が、県内のESG投資に及ぼす効果について随時評価を行うこと。
- (3) 市町村が取り組む地球温暖化防止に向けた計画策定に対する国の補助金について、全国的に多くの応募があったため、県内でも不採択となった団体があったことから、国制度を補完または代替する 支援制度を設けること。
- (4) 地球温暖化対策については、省エネの推進と再エネ導入のインセンティブ創設について再生可能エネルギー推進事業と連結するなど、「環境エネルギー地域社会」の形成にすべての県民や事業者が関与できる具体的な仕組みづくりを進めること。

また、県有施設への太陽光発電設備導入事業を早急に進め、2030 年度までに設置可能な建物の60%国は50%)に導入し、ゼロエネルギー化を加速すること。

(5) 県民・事業者の具体的な行動を起こすため、関係部局における取組の見える化を図り、温暖化の具体的事実とその影響がどのようなものなのか、周知すること。

併せて、市町村ごとのCO2の排出量と森林等による吸収量の試算を示し、当面の目安となる 2030年度に向け、具体的なCO2削減方法を市町村や企業と共有化を図り、着実に実践すること。

(6) 中央アルプスの国定公園化や御嶽山の国定公園化の動きも踏まえて、関連施設の充実や 安全 確保を図るとともに、当該市町村・観光部等と連携して広く国内外にPRすること。

- (7) 太陽光発電施設については、促進区域制度の拡大を図るとともに、指針に基づき優良農地や森林 の乱開発の防止に努めること。
- (8) 河川環境基準は達成したものの、湖沼環境基準は未達成の状況にあることから、排出源の監視・ 指導を強化すること。

また、諏訪湖の水質改善については、「諏訪湖環境研究センター(仮称)」を拠点として市民参加による取組も織り交ぜ、「諏訪湖創生ビジョン」を着実に推進すること。

- (9) 環境保全研究所が老朽化し、住宅地及び洪水時の浸水想定区域にあることから、新築移転を早 急に検討すること。
- (10) 市町村等が行っている水道事業の持続可能な経営に向け、市町村等との連携を強化し企業局が持つノウハウも活用しながら、水道事業の広域連携推進を図ること。また、水道事業については民営化を行わないよう指導すること。
- (11) 希少動植物の調査については、ボランティア依存では限界があることから、必要な人材の育成・確保に努めること。また、希少動植物への地球温暖化の影響についても評価し、対策を講じること。併せて、特定外来生物の駆除への支援を行うこと。
- (12) コロナ禍の影響で山小屋の経営が苦境に陥っていることから支援策を講ずること。 また、登山道や公衆トイレ等の整備について、国に補助拡大を要望するとともに、県の独自支援策に ついても検討を行うこと。
- (13) 「信州プラスチックスマート運動」については「エシカル消費」推進との連動を図り、海洋プラスチック問題についての啓発を進めるとともに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチック資源循環等の取組を促進するため、国に対して財政措置を求めること。
- (14) 1人1日当たりの一般廃棄物排出量の抑制については、市町村との連携強化を図るとともに、独自の「ごみ減量」等に取り組む市町村への具体的な支援を行うこと。
- (15) 周辺住民の生活環境保全を図るため、産業廃棄物処理施設への立ち入り検査、監視指導を徹底して行うこと。また、市町村との連携により不法投棄や野積みを防止すること。
- (16) 「信州スマートムーブ通勤ウイーク」の実施にあたっては、定着した取組となっていない現実を直視し、県民への周知を図るとともに、参加市町村を増やすため、市町村及び事業所が明確にメリットを感ずることができる施策を講じること。また、企画振興部と連携して地域公共交通機関等の利用促進運動を強化すること。

教育委員会

[施策の方向性]

現在策定中の次期「長野県教育振興基本計画」にあっては、社会や環境が激変のする中で、 学びが止まることなく、あらゆる状況に立ち向かっていける、たくましい児童・生徒を育て ることができる計画とすること。

児童・生徒一人ひとりへの個別最適化を進めるため、義務教育にあっては30人規模学級を 堅持するとともに、高校教育においても「未来の学校」実践校における研究成果を高校再編 に合わせ具体化すること。

また、教員の多忙化を解消する取組を進め、児童・生徒に向き合う時間の十分な確保に努めるとともに、不登校・いじめ問題や子どもの貧困対策については、校長を中心とする管理職のマネージメント能力の向上やSC・SSWの配置拡充、市町村教育委員会との連携による「支援の輪」づくりを推進し、困難を抱える児童・生徒やその保護者に寄り添った支援を行うこと。

[個別施策]

(1) 教員の非違行為根絶に向けては、教員採用選考のあり方を再検討するとともに、学校長等の管理能力向上も欠かせないことから、管理職への登用については、早期からの研修等で管理能力の向上を十分図ったうえで行うこと。

また、民間における取組等も参考に教員研修のあり方を再構築するとともに、年度ごとに効果検証を行うこと。

さらに、長野市・松本市の両中核市とも連携して対応し、非違行為の根絶を図ること。

- (2)全国学力・学習状況調査の結果を分析し、学力向上を図るうえで必要なデータの蓄積を行い、授業 改善に結びつけることで学力の底上げに努めること。また、教科ごとに改善事例の共有を図ること。特に 「児童生徒質問紙調査」の結果を重視し、取組を行うこと。
- (3) 不登校児童生徒に対する支援においては、一人一台端末を積極的に活用した自宅学習の充実を図ること。指導要録上の出欠の取り扱いについては、フリースクール等の多様な学びの場の教育内容等を把握し、市町村教育委員会と連携して学校長が適切に判断すること。

また、未だに再び登校する事を目的として指導を行っている市町村教委や教員が存在することから、県教委が先頭に立って意識改善を行うこと。

- (4)「不登校特例校」及び「夜間中学校」の設置実現に向けて、市町村教育委員会と連携し、議論を進めること。
- (5) 中学校の特別支援学級においては、担任教員向けに行った研修を活かし、教科指導の充実を図ることにより、生徒や保護者の希望する進路実現に努めること。また、不足しているとする地域の実情に合わせ、発達障害に対応する通級指導教室の増設を引き続き進めること。
- (6)「高校改革~夢に挑戦する学び~」の実施にあたっては、新校再編実施計画懇話会での地域や関係者との意見交換内容を「再編実施計画」に的確に反映させることにより、地域が望む高校教育の具体化に努めるとともに、再編対象とならない専門校の施設及び設備整備の計画を示すこと。また、統合による街の賑わいへの影響を心配する地域の懸念を払拭するため、今年度配置された高校教育改革推

進担当参事が先頭に立ち、知事部局と連携して市町村との意見交換を丁寧に行い、理解を得て進めること。

- (7) 「新たな入学者選抜制度」の令和7年度選抜からの実施に向け、すべての子どもを平等に、適切に評価し、これからの時代にふさわしい制度となるよう進めること。不登校が不利になることはないことの周知にも努めること。また、受検生及び教員の負担とならないよう細目を検討、決定し、関係者の理解を得るため、丁寧な説明を行うこと。
- (8) 1981 年に全国でも先進的な学校司書制度を県独自で確立した歴史も鑑み、また今年度から実施された高等学校の新学習指導要領に「総合的な探究の時間」が設けられるなど、図書館司書は生徒の探究的な学びの伴走者として、その果たす役割が重要となっていることから、正規図書館司書の計画的配置を早期に進めること。また、今年度運用が開始された市町村との協働による電子図書館「デジとしょ信州」の活用促進に対する施策を実施すること。
- (9) 選挙権年齢が 18歳に引き下げられて以降、10代の投票率が低迷している状況にあることから、主権者教育の一層の推進を図ること。
- (10) コロナ禍において教育格差が拡大している状況があることから、すべての児童・生徒が I C T 活用可能となる環境を整えること。また、高校において、授業の I C T 活用、内容に格差が生じている現状を改善するとともに、効果的な I C T 教育を実現するため、I C T 支援員の大幅な拡充を図ること。
- (11) 特別支援学校の自立活動担当教員の不足解消に向け、計画的な増員に取り組むこと。松本養護学校・若槻養護学校の整備を迅速に進めるとともに、国が策定をした特別支援学校の設置基準に従って、他の特別支援学校についても早期に整備検討し、実施すること。
- (12) 特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加に対応するため、会計年度任用 職員も含めた看護師資格を有する職員の増員を進めること。また市町村と協力し、小中学校に於いても 柔軟に受け入れること。
- (13) 文化財保護予算の拡充を図るとともに、県指定文化財の保全のための個々のカルテ(劣化度等) を作成のうえ計画的な修繕を支援すること。
- (14) 「長野県公文書等の管理に関する条例」の令和 4 年度本施行を踏まえ、アーキビストの増員を図り 特定歴史公文書の適正な保存・管理に努め、デジタルアーカイブスについても積極的に取り組むこと。
- (15) 新たな公文書管理制度の的確な運用を図る観点から、県立歴史館の公文書館としての機能を向上させるため、職員の配置等必要な人材の育成・確保を行うこと。また、古文書の収集、整理についても十分な予算を確保すること。 戦後の長野県史編纂を早急に始めること。
- (16) 現在検討されている部活動の地域移行については、生徒にとって入部へのハードルが高くなることがなく、教職員の負担も軽減される等、持続可能な活動となるよう、十分な議論を行い、実施すること。また、制度設計及び財政支援等に積極的に取り組むとともに、市町村及び団体間の広域的調整も先頭

に立って行うこと。